

公益社団法人 日本コンクリート工学会

国際会議等開催に関する内規

平成 22 年 3 月 29 日 制定

平成 23 年 4 月 1 日 改正

令和 元年 5 月 22 日 改正

(目 的)

第 1 条 この内規は、公益社団法人日本コンクリート工学会（以下「本学会」という。）定款第 3 条の目的のために、本学会が国際会議を開催（主催又は共催）する場合に必要な事項を定める。

(開催の申請)

第 2 条 国際会議等を開催しようとする本学会員は、計画書及び予算書をもって国際委員会に申請する。申請は開催予定日の 2 年前までに行うことを原則とする。

2. 計画書には次の内容を含むものとする。

- (1) 会議名称、開催年月日及び場所
- (2) 見込まれる参加者数及び参加国数
- (3) 主催或いは共催の別及び本学会が主催或いは共催とする理由
- (4) 会議開催の経緯、主旨及び概要
- (5) 実行委員会名簿、工程表、その他必要な書類

3. 予算書には次の内容を含むものとする。

- (1) 収入（会議登録料、展示会収入、広告収入等）
- (2) 支出（事務局運営費、会場費、設備機器借料、論文印刷費、エクスカージョン費（テクニカルツアー等）、会議費（レセプション、バンケット・コーヒープレーク等）、招待客宿泊・謝金、アルバイト雇用費等）

(申請の受理に関わる審議)

第 3 条 国際委員会は、前条の第 2 項、3 項の内容の他、必要性、テーマの妥当性、実行委員会委員長候補者の適確性を含めて十分な審議を行い、その申請を受理又は却下する。国際会議等の主催者が本学会と学术交流協定を締結している海外の学協会であり、定期的で開催されているような国際会議等の場合は、前条第 2 項の（3）及び（4）の審議を簡略化することができる。

2. 申請を受理した場合は、国際委員会委員長は、企画調整会議の議を経て、審議結果を理事会に付議する。

3. 本学会が開催する国際会議等は原則として年に1件を限度とする。

(実行委員会の設置)

第4条 理事会にて開催が承認された場合、国際委員会委員長は、当該国際会議等を円滑に運営するための実行委員会を国際委員会の下にすみやかに設置する。

2. 委員会活動等の経費として、最大年間150万円の予算措置を講ずる。
3. 実行委員会委員長は国際委員会にて経過報告を行う。

(終了報告)

第5条 実行委員会委員長は、国際会議等の終了後すみやかに国際委員会に終了報告を行うとともに、学会誌等に概要を掲載する。

2. 国際委員会委員長は、理事会に国際会議等の終了報告を行う。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は国際委員会が決定し、理事会に報告する

附 則

1. この内規は、平成22年3月29日から実施する。
2. この内規の改正は、令和元年5月22日から施行する。